

○ 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令による読替表

【目次】

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十の二第一項による地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第三百五十二号）第七十七条の読替え……………	1
○ 地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の十の二第二項による地方公務員等共済組合法第七十七条の読替え……………	3
○ 平成二十七年経過措置政令第七条による改正前地共済法の読替え……………	4
○ 平成二十七年経過措置政令第七条により読み替えられた改正前地共済法第四百二十二条第二項の表による第四百十条第一項の読替え……………	12
○ 平成二十七年経過措置政令第七条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え……………	16
○ 平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による改正前地共済法の読替え……………	28
○ 平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え……………	35
○ 平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十三条の二第一項の読替え……………	46
○ 平成二十七年経過措置政令第二十八条の二による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え……………	51

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十の二第一項による地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第七十七条の読替え（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 第九十七条第一項に規定する障害認定日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該障害認定日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から第九十七条第一項に規定する障害認定日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。</p> <p>3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。</p> <p>4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。</p>

5

(略)

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

○地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の十の二第二項による地方公務員等共済組合法第七十七条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該障害認定日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。</p> <p>3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。</p> <p>4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)は、毎年九月三十日まで、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。</p>

○平成二十七年経過措置政令第七条による改正前地共済法の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正案	地共済 読替前	地共済 読替後	地共済 読替前
<p>地共済 読替後</p> <p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)</p> <p>第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び非常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公</p>	<p>地共済 読替前</p> <p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)</p> <p>第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び非常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員</p>	<p>地共済 読替後</p> <p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)</p> <p>第四百十条 (略)</p>	<p>地共済 読替前</p> <p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)</p> <p>第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び非常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員</p>

庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地

となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団

となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団

方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2
4 (略)

体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるも

2
4 (略)

体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるも

(国の職員の取扱い)
第四百四十二条 (略)

4 前三項に定めるもののほか、
継続長期組合員に対する長期給
付に関する規定の適用に関し必
要な事項は、政令で定める。

(国の職員の取扱い)
第四百四十二条 常時勤務に服する
ことを要する国家公務員(国家
公務員法(昭和二十二年法律第
百二十号)第七十九条又は第八
十二条に規定する休職又は停職
の処分を受けた者、法令の規定
により職務に専念する義務を免
除された者及び常時勤務に服す
ることを要しない国家公務員の
うちその勤務形態が常時勤務に
服することを要する国家公務員
に準ずる者で政令で定めるもの
を含むものとし、国から給与を
受けない者で政令で定めるもの
以外のものを含まないものとし
る。)のうち警察庁の所属職員
及び警察法(昭和二十九年法律
第百六十二号)第五十六条第一
項に規定する地方警務官である
者(第九章の二を除き、以下「
国の職員」という。)は、職員
とみなしてこの法律の規定を適

(国の職員の取扱い)
第四百四十二条 (略)

4 前三項に定めるもののほか、
継続長期組合員に対する長期給
付に関する規定の適用に関し必
要な事項は、政令で定める。

(国の職員の取扱い)
第四百四十二条 常時勤務に服する
ことを要する国家公務員(国家
公務員法(昭和二十二年法律第
百二十号)第七十九条又は第八
十二条に規定する休職又は停職
の処分を受けた者、法令の規定
により職務に専念する義務を免
除された者及び常時勤務に服す
ることを要しない国家公務員の
うちその勤務形態が常時勤務に
服することを要する国家公務員
に準ずる者で政令で定めるもの
を含むものとし、国から給与を
受けない者で政令で定めるもの
以外のものを含まないものとし
る。)のうち警察庁の所属職員
及び警察法(昭和二十九年法律
第百六十二号)第五十六条第一
項に規定する地方警務官である
者(第九章の二を除き、以下「
国の職員」という。)は、職員
とみなしてこの法律の規定を適

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四 十條第 一項	(略)	(略)	(略)
	任命権者 又は	任命権者 若しくは	任命権者 若しくは
	又は地方 公共団体 の事務又 は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は
	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）
		又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の	又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の

用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四 十條第 一項	(略)	(略)	(略)
	任命権者 又は	任命権者 若しくは	任命権者 若しくは
	又は地方 公共団体 の事務又 は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は
	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）
		又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の	又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の

2
5
(略)

用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四 十條第 一項	(略)	(略)	(略)
	任命権者 又は	任命権者 若しくは	任命権者 若しくは
	又は地方 公共団体 の事務又 は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は	若しくは 地方公共 団体の事 務若しく は
	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）	退職した 場合（政 令で定め る場合を 除く。）
		又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の	又は組合 員が任命 権者若し くはその 委任を受 けた者の

要請に
応じ、引
き
続
いて
沖
縄
振
興
開
発
金
融
公
庫
そ
の
他
特
別
の
法
律
に
よ
り
設
立
さ
れ
た
法
人
で
そ
の
業
務
が
国
の
事
務
若
し
く
は
事
業
と
密
接
な
関
連
を
有
す
る
もの
の
う
ち
地
方
公
務
員
等
共
済
組
合
法
施
行
令
第
四
十
三
条
第
七
項
に
規
定
す
る
もの
(
以
下
「
特
定
公
庫
等
」
と
い
う
。)
の
役

要請に
応じ、引
き
続
いて
沖
縄
振
興
開
発
金
融
公
庫
そ
の
他
特
別
の
法
律
に
よ
り
設
立
さ
れ
た
法
人
で
そ
の
業
務
が
国
の
事
務
若
し
く
は
事
業
と
密
接
な
関
連
を
有
す
る
もの
の
う
ち
政
令
で
定
め
る
もの
(
以
下
「
特
定
公
庫
等
」
と
い
う
。)
の
役
員
(
常
時
勤
務
に
服
す
る
こと
を
要
し
な
い
者
を
除
く

要請に
応じ、引
き
続
いて
沖
縄
振
興
開
発
金
融
公
庫
そ
の
他
特
別
の
法
律
に
よ
り
設
立
さ
れ
た
法
人
で
そ
の
業
務
が
国
の
事
務
若
し
く
は
事
業
と
密
接
な
関
連
を
有
す
る
もの
の
う
ち
政
令
で
定
め
る
もの
(
以
下
「
特
定
公
庫
等
」
と
い
う
。)
の
役
員
(
常
時
勤
務
に
服
す
る
こと
を
要
し
な
い
者
を
除
く

とあるの	公庫等の 負担金	職員 (公庫等	当該公庫 等職員	員(常時 勤務に服 すること を要しな い者を除 く。以下 「特定公 庫等役員 」という 。)とな るため退 職した場 合(政令 で定める 場合を除 く。)
とあるの	公庫等又 は特定公 庫等の負 担金	公庫等又 は特定公 庫等役員	当該公庫 等職員又 は特定公 庫等役員	員(常時 勤務に服 すること を要しな い者を除 く。以下 「特定公 庫等役員 」という 。)とな るため退 職した場 合(政令 で定める 場合を除 く。)

とあるの	公庫等の 負担金	職員 (公庫等	当該公庫 等職員	。以下「 特定公庫 等役員」 という。)となる ため退職 した場合 (政令で 定める場 合を除く 。)
とあるの	公庫等又 は特定公 庫等の負 担金	公庫等又 は特定公 庫等役員	当該公庫 等職員又 は特定公 庫等役員	。以下「 特定公庫 等役員」 という。)となる ため退職 した場合 (政令で 定める場 合を除く 。)

とあるの	公庫等の 負担金	職員 (公庫等	当該公庫 等職員	。以下「 特定公庫 等役員」 という。)となる ため退職 した場合 (政令で 定める場 合を除く 。)
とあるの	公庫等又 は特定公 庫等の負 担金	公庫等又 は特定公 庫等役員	当該公庫 等職員又 は特定公 庫等役員	。以下「 特定公庫 等役員」 という。)となる ため退職 した場合 (政令で 定める場 合を除く 。)

3 3 5	(略)		
	(略)	は「公庫等」	
	(略)	は「公庫等又は特定公庫等」	

<p>3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならぬ。</p> <p>4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。</p> <p>5 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の用に供することができる。</p>	(略)		
	(略)	は「公庫等」	
	(略)	は「公庫等又は特定公庫等」	

<p>3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならぬ。</p> <p>4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。</p> <p>5 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の用に供することができる。</p>	(略)		
	(略)	は「公庫等」	
	(略)	は「公庫等又は特定公庫等」	

○平成二十七年経過措置政令第七条により読み替えられた改正前地共済法第四百二十二条第二項の表による第四百十條第一項の読替え
 (網掛部分は改正部分、傍線部分は読替部分)

改正案		現行	
地共済 読替後	地共済 読替前	地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例) 第四百十條 組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。) ()に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。) となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密</p>	<p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例) 第四百十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。) ()に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。) となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員</p>	<p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例) 第四百十條 組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。) ()に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。) となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密</p>	<p>(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例) 第四百十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。) ()に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。) となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員</p>

- る。
- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
 - 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
 - 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

○平成二十七年経過措置政令第七条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の読替え

（網掛部分は改正部分、傍線部分は読替部分）

改正案		現行	
地共済 読替後	地共済 読替前	地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 <u>地共済組合員等期間</u>（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する<u>地共済組合員等期間</u>をいう。以下この条において同じ。）が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 <u>組合員期間</u>が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 <u>旧地共済施行日前期間</u>（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 <u>組合員期間</u>が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等</p>

法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる**地共済組合員**等期間には該当しないものとす

共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金

共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同

る。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同

項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた旧地共済施行日前期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間には該当しないものとする。

項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

じ。）は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間には該当しないものとする。

2 (略)

3・4 (略)

2 (略)

3・4 (略)

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3・4 (略)

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3 退職年金（旧共済法附則第二十八条の五第一項の規定によるものを除く。）又は減額退職年金の受給権者（附則第十三条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及

び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号(2)(i)に掲げる者に該当するものとみなす。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、新共済法附則

退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間の月数が四百八十日以上であるときは、新共済法附則第二十条の第二項第一号（新共済法附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項及び第五項

第二十八条の四第二項の規定並びに新施行法第八条第四項（新施行法第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）（これらの規定を新施行法第三十六条において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項（新施行法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第六十二条第三項（新施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定の適用がなれないものとした場合における組合員期間の月数をもつて、同号に規定する組合員期間の月数とする。

退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数が四百八十日以上であるときは、新共済法附則第二十条の第二項第一号（新共済法附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項及び第五項、附則第二

6・7

(略)

6・7

(略)

、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする旧地共済施行日前期間の月数とする。

6・7

(略)

十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

6

退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)
第三十五条 (略)

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)
第三十五条 (略)

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)
第三十五条 施行日前の旧船員組合員(旧共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共

三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

7 旧共済法第百二条第一項若しくは旧施行法第六十七条第一項若しくは第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第百二条第一項及び附則第二十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)
第三十五条 施行日前の旧船員組合員(旧共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共

濟法及び新施行法の長期給付に関する規定並びに附則第十三条から附則第三十一条まで（附則第十六条第一項第二号イを除く。）の規定（以下この条において「新共済法の長期給付に関する規定等」という。）の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第三百三十五条の規定により計算した当該旧船員組合員であつた期間（施行日前において組合員でない船員（国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間（旧共済法第三百三十八条の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。）を有する者にあつては、当該組合員でない船員であつた期間を合算した期間）の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該旧船員組合員であつた期間に係る旧地共済施行日前期間の月数とする。ただし、新共済法第八十七条第二項に規定す

濟法及び新施行法の長期給付に関する規定並びに附則第十三条から附則第三十一条まで（附則第十六条第一項第二号イを除く。）の規定（以下この条において「新共済法の長期給付に関する規定等」という。）の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第三百三十五条の規定により計算した当該旧船員組合員であつた期間（施行日前において組合員でない船員（国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間（旧共済法第三百三十八条の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。）を有する者にあつては、当該組合員でない船員であつた期間を合算した期間）の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該旧船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十七条第二項に規定する公務等に

る公務等による障害共済年金及び新共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

- 2 施行日以後平成三年三月三十一日までの間の新船員組合員（新共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。）であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る旧地共済施行日前期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一

よる障害共済年金及び新共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

- 2 施行日以後平成三年三月三十一日までの間の新船員組合員（新共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。）であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一

4・5

(略)

4・5

(略)

4・5

(略)

項第二号、第九十九条の二第一
項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附
則第二十条の二第二項第三号(新
共済法附則第二十条の三第一
項及び第四項、附則第二十五
条の二第二項、附則第二十五
条の三第二項及び第五項、附則第二
十五条の四第二項及び第五項並
びに附則第二十六条第五項にお
いてその例による場合を含む。
)の規定の適用については、当
該旧船員組合員であつた期間又
は当該新船員組合員であつた期
間は、これらの規定による額の
算定の基礎となる旧地共済施行
日前期間に該当しないものとみ
なす。

4

項第二号、第九十九条の二第一
項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附
則第二十条の二第二項第三号(新
共済法附則第二十条の三第一
項及び第四項、附則第二十五
条の二第二項、附則第二十五
条の三第二項及び第五項、附則第二
十五条の四第二項及び第五項並
びに附則第二十六条第五項にお
いてその例による場合を含む。
)の規定の適用については、当
該旧船員組合員であつた期間又
は当該新船員組合員であつた期
間は、これらの規定による額の
算定の基礎となる組合員期間に
該当しないものとみなす。

4 前三項の規定を適用して算定
した障害共済年金又は遺族共済
年金(新共済法第九十九条第一
項第四号に該当することにより
支給される遺族共済年金を除く
。以下この項において同じ。)の
額が、これらの規定を適用し
ないものとして算定した障害共
済年金又は遺族共済年金の額よ
り少ないときは、その額をもつ
て、第一項又は第二項の規定の
適用を受ける旧船員組合員であ

つた期間又は新船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

改正案	地共済 読替後	地共済 読替前
現	地共済 読替後	地共済 読替前
行	地共済 読替前	
附則 第二十条の三 (略)	附則 第二十条の三 (略)	附則 第二十条の三 (略)
附則 第二十条の三 (略)		
2・3 (略)	2・3 (略)	2 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時(退職共済年金を受け取る権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基
2 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時(退職共済年金を受け取る権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつた		

礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3
(略)

ときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」

と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする。

5・6（略）

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5・6（略）

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする。

5 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第

条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がそ

一 項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは

の権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは

「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6
(略)

は「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される

金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

○平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え
 （網掛部分は改正部分、傍線部分は読替部分）

改正案	地共済 読替後	<p>附則</p> <p>（施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）</p> <p>第五条 （略）</p>	現行	地共済 読替前	<p>附則</p> <p>（施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）</p> <p>第五条 （略）</p>
現行	地共済 読替後	<p>附則</p> <p>（施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）</p> <p>第五条 （略）</p>	現行	地共済 読替前	<p>附則</p> <p>（施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）</p> <p>第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者又は通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となった者を除く。）であるときは、この限りでない。</p>
改正案	地共済 読替後	<p>2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に改正後厚生年金保険法（平</p>	現行	地共済 読替前	<p>2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十四条第二項</p>
現行	地共済 読替後	<p>2・3 （略）</p>	現行	地共済 読替前	<p>2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十四条第二項</p>

成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 (略)

(旧団体共済組合員であつた者の取扱い)

第六条 (略)

に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 (略)

(旧団体共済組合員であつた者の取扱い)

第六条 (略)

に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(旧団体共済組合員であつた者の取扱い)

第六条 (略)

第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員（新施行法第八十一条第一項第三号に規定する旧団体共済組合員をいう。以下同じ。）であつた者（施行日において組合員（団体組合員を除く。以下この項において同じ。）である者及び施行日以後に組合員となつた者並びに団体組

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員であつた者が旧団体共済組合員である間の傷病により、施行日以後に改正後厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 (略)

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員であつた者が旧団体共済組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 (略)

2 (略)

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 (略)

合員となつた者を除く。以下この条において同じ。) についても、適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員であつた者が旧団体共済組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 前条第二項の規定の適用を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。)に対する

新共済法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項

2 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であったならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第

2 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であったならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第

2 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であったならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第

2 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であったならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第
の規定並びに新施行法第七十九条第二項、第十三条及び第四十九条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときは、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が適用する改正後厚生年金保険法（平成十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措

一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新共済法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が

一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が適用する改正後厚生年金保険法（平成十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一

一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新共済法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が

置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）
第四十六条第六項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

二十年以上であるものであるものとみなす。

(二)以上の障害がある場合の障害共済年金の特例等)

第二十五条 新共済法第八十七条第五項及び第九十条第一項の規定は、障害年金（障害年金に相当するものとして政令で定めるものを含む。次項において同じ。）で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害共済年金（改正後厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害

(二)以上の障害がある場合の障害共済年金の特例等)

第二十五条 新共済法第八十七条第五項及び第九十条第一項の規定は、障害年金（障害年金に相当するものとして政令で定めるものを含む。次項において同じ。）で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害共済年金（新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当

条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）
をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）
第四十六条第六項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

二十年以上であるものであるものとみなす。

(二)以上の障害がある場合の障害共済年金の特例等)

第二十五条 (略)

(二)以上の障害がある場合の障害共済年金の特例等)

第二十五条 新共済法第八十七条第五項及び第九十条第一項の規定は、障害年金（障害年金に相当するものとして政令で定めるものを含む。次項において同じ。）で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害共済年金（新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当

の状態に該当する場合に限る。
次項において同じ。)を支給す
べき事由が生じた場合について
準用する。

2
(略)

第九十八条
(略)

する場合に限る。次項において
同じ。)を支給すべき事由が生
じた場合について準用する。

2
(略)

第九十八条
(略)

2
(略)

第九十八条
(略)

する場合に限る。次項において
同じ。)を支給すべき事由が生
じた場合について準用する。

2 昭和三十六年四月一日前に給
付事由が生じた障害年金で障害
基礎年金に相当するものとして
政令で定めるものの受給権者に
対して更に障害共済年金又は障
害基礎年金の給付事由が生じた
場合における当該障害年金の額
の特例その他障害年金の受給権
者に対して更に障害共済年金又
は障害基礎年金の給付事由が生
じた場合における新共済法の障
害共済年金に関する規定の適用
に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

第九十八条 更新組合員等であつ
た者で七十歳以上のものが受け
る退職年金、減額退職年金又は
障害年金の額の算定の基礎とな
つた組合員期間のうちに次の各
号に掲げる期間があるものに係
る従前額保障の規定の適用があ
る場合における従前額保障の規
定による年金の額は、当該年金
の額に、次の各号に掲げる期間

に應じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に應じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に應じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額とする。）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の

2
・
3
(略)

2
・
3
(略)

2
・
3
(略)

2

年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、(三百分の一)に相当する金額(当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。)

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額(施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。)の(三百分の二(当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、(三百分の一)に相当する金額

前項の規定は、更新組合員等

4 第一項に規定する給料年額改
定率は、適用する改正後厚生年
金保険法第四十三条の二から第

4 第一項に規定する給料年額改
定率は、新共済法第四十四条の
二から第四十四条の五までの規

4 第一項に規定する給料年額改
定率は、適用する改正後厚生年
金保険法第四十三条の二から第

3 前項の場合において、遺族年
金の支給を受ける者が二人以上
あるときは、そのうちの年長者
の年齢に応じ、同項において準
用する第一項の規定を適用する
ものとする。

4 第一項に規定する給料年額改
定率は、新共済法第四十四条の
二から第四十四条の五までの規

であつた者に係る遺族年金の受
給権者が、七十歳以上である場
合又は七十歳未満の妻である配
偶者、子若しくは孫である場合
において、当該遺族年金の額の
算定の基礎となつた組合員期間
のうちに前項各号に掲げる期間
があるものに係る当該遺族年金
の額について準用する。この場
合においては、同項第一号中「
十七年」とあるのは「二十年」
と、「当該年金が減額退職年金
であるときは、その金額に当該
減額退職年金に係る附則第四十
五条第一項に規定する割合を乗
じて得た金額」とあるのは「当
該年金が公務によらない遺族年
金であるときは、その金額の二
分の一に相当する金額」と読み
替えるものとする。

四十三条の五までの規定により改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

四十三条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

(平成十三年十二月以前の地方公務員共済組合の組合員期間(以下この項において「組合員期間」という。))を有する者を除く。)に係る平成二十七年年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率(次項において「平成二十七年従前額改定率」という。))は、同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第六条第一

この項において「被保険者期間」という。))を有する者を除く。)に係る平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率(次項において「平成二十七年従前額改定率」という。))は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

(平成十三年十二月以前の地方公務員共済組合の組合員期間(以下この項において「組合員期間」という。))を有する者を除く。)に係る平成二十七年年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ

この項において「被保険者期間」という。))を有する者を除く。)に係る平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率(次項において「平成二十七年従前額改定率」という。))は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

(表略)

(表略)

、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七〇
平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七三
平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成二十二年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七六

平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者(平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。)	〇・九七〇
平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者(平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。)	〇・九七三
平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者(平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。)	〇・九七六

2

(適用しない)

2

平成二十七年三月三十一日に
おいて第十二条第二項(同項の
表廃止前農林共済法の項(廃止
前農林共済法第三十七条第一項
第一号、第四十二条第一項第一
号及び第二項第一号、第四十七
条第一項第一号イ及び第二号イ
並びに第二項第一号並びに附則
第九条第二項第二号に係る部分
に限る。)又は平成十二年農林
共済改正法の項に係る部分に限
る。)又は第四項(同項の表第
十四条の二第一項の項又は第十
四条の三第一項の項に係る部分
に限る。)の規定の適用を受け
ていた者(平成十三年十二月以
前の第十二条第二項に規定する

2

(適用しない)

平成二十二年一 月以後の組合員 期間のみを有す る者(平成二十 三年一月以後の 組合員期間のみ を有する者を除 く。)	○・九八〇
平成二十三年一 月以後の組合員 期間のみを有す る者	○・九八三

2

(適用しない)

平成二十二年一 月以後の被保険 者期間のみを有 する者(平成二 十三年一月以後 の被保険者期間 のみを有する者 を除く。)	○・九八〇
平成二十三年一 月以後の被保険 者期間のみを有 する者	○・九八三

平成二十七年三月三十一日に
おいて第十二条第二項(同項の
表廃止前農林共済法の項(廃止
前農林共済法第三十七条第一項
第一号、第四十二条第一項第一
号及び第二項第一号、第四十七
条第一項第一号イ及び第二号イ
並びに第二項第一号並びに附則
第九条第二項第二号に係る部分
に限る。)又は平成十二年農林
共済改正法の項に係る部分に限
る。)又は第四項(同項の表第
十四条の二第一項の項又は第十
四条の三第一項の項に係る部分
に限る。)の規定の適用を受け
ていた者(平成十三年十二月以
前の第十二条第二項に規定する

旧農林共済組合員期間を有する者を除く。)に係る平成二十七年
度従前額改定率は、国民年金法
による改定率の改定等に関する
政令第六条第一項の規定にか
かわらず、一・〇三一に〇・九
七〇を乗じて得た率とする

旧農林共済組合員期間を有する者を除く。)に係る平成二十七年
度従前額改定率は、国民年金法
による改定率の改定等に関する
政令第六条第一項の規定にか
かわらず、一・〇三一に〇・九
七〇を乗じて得た率とする。

○平成二十七年経過措置政令第二十八条の二による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の読替え

（傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替え）

改正案		現行	
地共済 読替後	地共済 読替前	地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 地共済組合員等期間が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。）又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年以後において地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等（昭和五十四年法律第七十三号）の改正等に関する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第一百条第三項において</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 組合員期間が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）</p> <p>第十八条 組合員期間が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等</p>

「昭和五十四年改正法」という。
（第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三十一条法律第一百三十四号。附則第一百三十三条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた地共済組合員等期間は、当該老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額の算定の基礎となる地共済組合員等期間には該当しないものとする。この場合においては、被用者年金

共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同

共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第三項（昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第一百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同

制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第一項及び附則第六十四条の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額について、返還を要しないものとする。

項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。